

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 8 月 24 日（金）第3445号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	
○ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則 （※）	（観光課取扱い） 1
公 告	
○指定管理者の公募公告	（観光課取扱い） 17

規 則

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第32号

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例施行規則
（趣旨）

第1条 この規則は、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の設置及び管理に関する条例（平成30年鹿児島県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請等）

第2条 条例第7条第1項前段の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、利用許可申請書（別記第1号様式）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 指定管理者は、利用許可をしたときは、当該利用許可の申請をした者に対し、利用許可書（別記第2号様式）を交付する。

（利用許可の変更申請等）

第3条 条例第7条第1項後段の規定により、利用許可の内容の変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする者は、利用許可変更許可申請書（別記第3号様式）に当該変更に係る利用許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、変更許可をしたときは、当該変更許可の申請をした者に対し、利用許可変更許可書（別記第4号様式）を交付する。

3 指定管理者は、変更許可をしなかったときは、当該変更許可の申請をした者に対し、第1項の規定により提出された利用許可書にその旨を記載して交付する。

（利用許可の取消しの申出）

第4条 条例第9条第7項第3号の規定により、利用許可の取消しの申出をしようとする者は、利用許可取消申出書（別記第5号様式）に当該申出に係る利用許可書又は利用許可変更許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用許可の特例）

第5条 利用許可を受けようとする者のうち、条例第7条第1項第1号から第6号までに掲げる施設を陸上競技の大会等による独占的な利用又は宿泊による継続的な利用（以下「独占的

な利用等」という。) 以外の方法により利用しようとする者は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、利用許可申請書によらないで、当該利用許可の申請をすることができる。

2 前項の場合において、指定管理者は、利用許可をしたときは、当該利用許可の申請をした者に対し、第 2 条第 2 項に規定する利用許可書に代えて利用券（別記第 6 号様式）を交付する。

3 利用券の交付を受けて施設を利用する者に対して前 2 条の規定を適用する場合においては、前 2 条中「利用許可書」とあるのは、「利用券」と読み替えるものとする。

（利用料金）

第 6 条 条例第 9 条第 1 項の規定により、利用料金を納めなければならない施設は、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる施設（これに附属する設備（以下この条において「附属設備」という。）及び備品については、次の表に掲げる附属設備に限る。）とする。

施設名	附属設備名
陸上競技場	夜間照明設備
室内競技場	運営室
	放送設備
備考 陸上競技場又は室内競技場（この表に掲げる附属設備を除く。）を利用する者が、当該利用に際し、室内競技場の運営室を利用する場合には、当該運営室の利用料金は、無料とする。	

（利用料金の納入）

第 7 条 利用許可を受けた者は、指定管理者が指定する期限までに、利用料金を納入しなければならない。

2 条例第 9 条第 2 項の規定により、利用料金を前納しないことについて指定管理者の承認を受けようとする者は、利用許可申請書又は利用許可変更申請書にその旨を記載するものとする。

（利用料金の返還）

第 8 条 条例第 9 条第 7 項ただし書の規定による既納の利用料金の返還は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める額について行う。

- (1) 条例第 9 条第 7 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合 既納の利用料金の全額
- (2) 条例第 9 条第 7 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合 既納の利用料金の 5 割相当額

2 条例第 9 条第 7 項ただし書の規定により、既納の利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書（別記第 7 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免）

第 9 条 条例第 10 条の規定による利用料金の免除は、次に掲げるときに行うものとする。

- (1) 県が主催し、又は共催する体育関係行事に利用するとき。
- (2) 鹿児島県教育委員会（第 4 号において「教育委員会」という。）が主催し、又は共催する体育関係行事に利用するとき。
- (3) 鹿児島県小学校体育連盟、鹿児島県中学校体育連盟又は鹿児島県高等学校体育連盟が主催する陸上競技の大会に利用するとき。
- (4) 公益財団法人鹿児島県体育協会（次号において「協会」という。）が主催して、又は県若しくは教育委員会の委託を受けて行う事業に利用するとき。
- (5) 協会が国民体育大会に向けて強化する目的で指定した選手、学校、職場又はスポーツクラブが陸上競技の練習に利用するとき。
- (6) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下この号及び次項第 2 号において「障害者」と総称する。）の介護者が、条例第 7 条

第 1 項各号に掲げる施設を独占的な利用等以外の方法によりスポーツ活動として利用する当該障害者と同時に利用するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

2 条例第10条の規定による利用料金の減額は、次に掲げるときに行うものとし、その額は、当該利用料金の 5 割相当額とする。

(1) 県内に設置されている小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒及びその引率者が、学校行事として体育的行事に利用するとき。

(2) 障害者が、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる施設を独占的な利用等以外の方法により、スポーツ活動として利用するとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

3 前 2 項に規定するもののほか、指定管理者は、知事の承認を受けて利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 条例第10条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減額（免除）申請書（別記第 8 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（施設の原状変更の申請）

第10条 条例第12条第 1 項ただし書の規定により、施設の原状変更の承認を受けようとする者は、原状変更承認申請書（別記第 9 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

（行為許可の申請等）

第11条 条例第13条第 1 項前段の許可（以下「行為許可」という。）を受けようとする者は、行為許可申請書（別記第10号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、行為許可をしたときは、当該行為許可の申請をした者に対し、行為許可書（別記第11号様式）を交付する。

（行為許可の変更申請等）

第12条 条例第13条第 1 項後段の規定により、行為許可の内容の変更の許可（以下「行為許可変更許可」という。）を受けようとする者は、行為許可変更許可申請書（別記第12号様式）に当該変更に係る行為許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、行為許可変更許可をしたときは、当該行為許可変更許可の申請をした者に対し、行為許可変更許可書（別記第13号様式）を交付する。

3 指定管理者は、行為許可変更許可をしなかったときは、当該行為許可変更許可の申請をした者に対し、第 1 項の規定により提出された行為許可書にその旨を記載して交付する。

（施設を損傷した場合等の措置）

第13条 ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅（以下「トレーニングセンター」という。）の施設（これに附属する設備及び備品を含む。）を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（施設への立入り等）

第14条 指定管理者は、トレーニングセンターの管理上必要があると認めるときは、利用中の施設に立ち入り、利用許可を受けた者及び現に施設を利用している者に対して施設の利用に関し必要な指示をし、又は利用の状況を調査することができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、トレーニングセンターの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

利用許可申請書

年 月 日

（指定管理者） 殿

申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的及び内容	
利用する施設及び設備並びにその利用期間	1 陸上競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 夜間照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	2 多目的グラウンド 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	3 投てき練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	4 室内競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 運営室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 放送設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	5 体育館 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	6 トレーニングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	7 多目的ホール 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	8 第（ ）会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	9 第（ ）会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	10 第（ ）会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用する備品の名称及び数量	
利用人員	人
利用者名又は責任者名	電話（ ）
備考	

注1 該当する番号及び項目を○で囲んでください。

2 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

第 2 号様式 (第 2 条関係)

利用許可書

第 号
年 月 日

殿 (様)

(指定管理者) 印

年 月 日付けで申請のあったジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の利用については、次のとおり許可します。

利用目的及び内容	
利用する施設及び設備並びにその利用期間	1 陸上競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 夜間照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	2 多目的グラウンド 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	3 投てき練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	4 室内競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 運営室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 放送設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	5 体育館 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	6 トレーニングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	7 多目的ホール 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	8 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	9 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	10 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利 用 人 員	人
許 可 条 件	
利 用 料 金	金 円
備 考	

注 1 この利用許可書は、施設を利用する際、係員に提示してください。

2 変更許可をしない場合は、備考欄にその旨を記入します。

第 3 号様式 (第 3 条関係)

利用許可変更許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の利用許可の内容の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
変 更 前	利用目的及び内容
	1 陸上競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 夜間照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	2 多目的グラウンド 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	3 投てき練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	4 室内競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 運営室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 放送設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	5 体育館 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	6 トレーニングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	7 多目的ホール 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	8 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
	9 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
10 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
利用人員	人
変更しようとする事項及び内容	
変更しようとする理由	
備考	

注 1 該当する番号及び項目を○で囲んでください。

2 変更に係る利用許可書を添付してください。

3 利用料金を前納しないことについて承認を申請する場合は、備考欄にその旨を記載してください。

第 4 号 様 式 (第 3 条 関 係)

利用許可変更許可書

第 号
年 月 日

殿 (様)

(指 定 管 理 者) 印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た ジ ャ パ ン ア ス リ ー ト ト レ ー ニ ン グ セ ン タ ー 大 隅 の 施 設 の 利 用 許 可 の 変 更 に つ い て は , 次 の と お り 許 可 し ま す 。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 第 号			
変 更 後	利用目的及び内容				
	利用する施設 及び設備並びに その利用期間	1 陸上競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		夜間照明設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		2 多目的グラウンド 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		3 投てき練習場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		4 室内競技場 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		運営室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		放送設備 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		5 体育館 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
		6 トレーニングルーム 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで			
7 多目的ホール 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
8 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
9 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
10 第 () 会議室 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
利 用 人 員	人				
許 可 条 件					
利 用 料 金	納 付 済 額	変 更 額	過 不 足 額		
	円	円	円		

注 この利用許可変更許可書は、施設を利用する際、係員に提示してください。

第 5 号様式 (第 4 条関係)

利用許可取消申出書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名〔法人その他の団体にあつては、主
たる事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の利用許可の取消しを受けたいので、
次のとおり申し出ます。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
施 設 及 び 設 備	1 陸上競技場 夜間照明設備 2 多目的グラウンド 3 投てき練習場 4 室内競技場 運営室 放送設備 5 体育館 6 トレーニングルーム 7 多目的ホール 8 第 () 会議室 9 第 () 会議室 10 第 () 会議室
利 用 許 可 取 消 申 出 の 理 由	

注 1 該当する番号及び項目を○で囲んでください。

2 取消しに係る利用許可書又は利用許可変更許可書を添付してください。

第 6 号様式 (第 5 条関係)

1 普通券

<p>(控)</p> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">普通券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利 用 区 分</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 料 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>施 設 名</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 目 的</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 年 月 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>利 用 時 間</td><td>午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td></tr> <tr><td>交 付 年 月 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table>	利 用 区 分		利 用 料 金	円	施 設 名		利 用 目 的		利 用 年 月 日	年 月 日	利 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	交 付 年 月 日	年 月 日	印	<p style="text-align: right;">No. _____</p> <p style="text-align: center;">普通券</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>利 用 区 分</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 料 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>施 設 名</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 目 的</td><td></td></tr> <tr><td>利 用 年 月 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td>利 用 時 間</td><td>午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで</td></tr> <tr><td>交 付 年 月 日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> </table> <p style="text-align: right;">(指定管理者) 印</p>	利 用 区 分		利 用 料 金	円	施 設 名		利 用 目 的		利 用 年 月 日	年 月 日	利 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで	交 付 年 月 日	年 月 日
利 用 区 分																														
利 用 料 金	円																													
施 設 名																														
利 用 目 的																														
利 用 年 月 日	年 月 日																													
利 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																													
交 付 年 月 日	年 月 日																													
利 用 区 分																														
利 用 料 金	円																													
施 設 名																														
利 用 目 的																														
利 用 年 月 日	年 月 日																													
利 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで																													
交 付 年 月 日	年 月 日																													

2 回数券

	No. _____
回数券	
利 用 区 分	
利 用 料 金	円
施 設 名	
利 用 目 的	
利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 時 間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
(指定管理者) 印	

- 注 1 施設別及び利用券種別に、用紙の地色を変えることがあります。
- 注 2 施設別及び利用券種別に、注意事項等を適宜記載することがあります。
- 注 3 利用時間を指定する必要のない施設の利用券にあつては、利用時間の欄を削ることがあります。

第 7 号様式 (第 8 条関係)

利用料金返還申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名 印
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号			
施 設 及 び 設 備	1 陸上競技場 夜間照明設備 2 多目的グラウンド 3 投てき練習場 4 室内競技場 運営室 放送設備 5 体育館 6 トレーニングルーム 7 多目的ホール 8 第 () 会議室 9 第 () 会議室 10 第 () 会議室			
利 用 料 金 の 返 還 を 受 け よ う と す る 理 由				
返 還 利 用 料 金 の 受 取 金 融 機 関 名 等	金融機関名： 店 口座名： 口座の種類：普通・当座 口座番号：			
※返 還 額 等	既納の利用料金	返 還 割 合	返 還 額	返 還 の 区 分
	円	割	円	条例第9条第7項第号該当

注 1 該当する番号及び項目を○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第 8 号様式 (第 9 条関係)

利用料金減額 (免除) 申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の利用料金の減額 (免除) を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的及び内容													
利用する施設及び設備並びにその利用期間	1 陸上競技場	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	夜間照明設備	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	2 多目的グラウンド	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	3 投てき練習場	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	4 室内競技場	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	運営室	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	放送設備	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	5 体育館	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	6 トレーニングルーム	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
	7 多目的ホール	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで		
8 第 () 会議室	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで			
9 第 () 会議室	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで			
10 第 () 会議室	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで			
利 用 人 員	人												
減 額 (免 除) を 申 請 す る 理 由													
備 考													
※利 用 料 金 等	減額 (免除) 前の利用料金					減 額 (免 除) す る 額					利 用 料 金		
		円					円					円	

注 1 該当する番号及び項目を○で囲んでください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

第 9 号様式 (第10条関係)

原状変更承認申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
 氏名 印
 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅の施設の原状変更の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

施設名又は設備名	
利用目的及び内容	
原状変更の内容	
原状変更の理由	
原状変更の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
原状回復の方法	
その他必要事項	

第10号様式（第11条関係）

行為許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主
たる事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅において、次の行為を行いたいので、次のとおり申請します。

行為の場所又は施設名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 面 積	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
原 状 回 復 の 方 法	
そ の 他 必 要 事 項	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第11号様式 (第11条関係)

行為許可書

第 号
年 月 日

殿 (様)

(指定管理者) 印

年 月 日付けで申請のあったことについては、次のとおり許可します。

行為の場所又は施設名	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
使 用 面 積	
行 為 の 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
原 状 回 復 の 方 法	
許 可 条 件	
そ の 他 留 意 事 項	
備 考	

注 変更許可をしない場合は、備考欄にその旨を記入します。

第12号様式 (第12条関係)

行為許可変更許可申請書

年 月 日

(指定管理者) 殿

申請者 住所
氏名

印

〔法人その他の団体にあつては、主
たる事務所の所在地、名称及び代
表者の氏名〕

ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅において、行為許可を受けた内容を変更したいので、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 前	行 為 の 場 所 又 は 施 設 名	
	行 為 の 目 的	
	行 為 の 内 容	
	使 用 面 積	
	行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
	原 状 回 復 の 方 法	
変 更 し よ う と す る 事 項 及 び 内 容		
変 更 し よ う と す る 理 由		
そ の 他 必 要 事 項		

注1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

2 変更に係る行為許可書を添付してください。

第13号様式 (第12条関係)

行為許可変更許可書

第 号
年 月 日

殿 (様)

(指定管理者)

印

年 月 日付けで申請のあった行為許可の内容の変更については、次のとおり許可します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号	
変 更 後	行 為 の 場 所 又 は 施 設 名	
	行 為 の 目 的	
	行 為 の 内 容	
	使 用 面 積	
	行 為 の 期 間	年 月 日 時 分 年 月 日 時 分
	原 状 回 復 の 方 法	
許 可 条 件		
そ の 他 留 意 事 項		

公 告

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

平成30年 8 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 公の施設の名称
ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅（以下「トレーニングセンター」という。）
- 2 公の施設の所在地
曾於郡大崎町
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) トレーニングセンターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) トレーニングセンターの施設を利用した合宿の誘致及びその受入れ並びにスポーツ事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) トレーニングセンターの施設の利用の許可に関する業務
 - (4) トレーニングセンターの施設の利用に係る料金に関する業務
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、トレーニングセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
平成31年 4 月 1 日から平成36年 3 月 31日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等
- 6 複数の団体等による申請
トレーニングセンターのサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5の(1)に掲げる要件は、

当該複数の団体等のうち代表となる団体等が該当すればよいものとする。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県PR・観光戦略部観光課プロスポーツ等振興班（鹿児島市鴨池新町10番1号
郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

平成30年8月24日（金）から同年9月25日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月25日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要綱によるものとする。

(2) 募集要綱は、鹿児島県PR・観光戦略部観光課プロスポーツ等振興班（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、平成30年8月24日（金）から同年9月25日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。